

第五十八回国会 沖縄及び北方問題等に関する特別委員会議録 第十三号

昭和四十三年五月七日(火曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 上村千一郎君

理事 小渕 恵三君

理事 本名 武君

理事 美濃 政市君

理事 永末 英一君

理事 大村 裕治君

理事 上林山 荣吉君

理事 加藤 六月君

理事 古屋 亨君

理事 猪俣 浩三君

理事 斎藤 実君

理事 田中 龍夫君

理事 山野 幸吉君

理事 連絡局長 田中

官房総務長官 田中

(參議院送付)

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)は本委員会に付託された。

四月二十五日

嘉手納基地のB五一爆撃機即時撤去に関する陳情書外十二件(沖縄中頭郡北中城村議會議長宮城盛輝外十二名)(第二九一号)

沖縄の施政権返還に関する陳情書外一件(沖縄那霸市久米町の三三沖縄市町村会会长大城亀助外一名)(第二九二号)

沖縄の日本復帰促進に関する陳情書外三十件(安城市議長日下務外三十名)(第二九三号)

沖縄及び北方領土の日本復帰促進に関する陳情書外一件(石川県河北郡高松町議會議長中田米蔵外二名)(第二九四号)

北方領土の日本復帰促進に関する陳情書外二件(岡山県都窪郡妹尾町議會議長浅越茂外二十二名)(第二九五号)

北方領土の日本復帰促進等に関する陳情書(網走市議會議長林幸夫)(第二九六号)

沖縄地帯における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案(内閣提出第七六号)

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)

沖縄地帯における電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案(内閣提出第八二号)

○床次委員長 これより会議を開きます。

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

本案については、前回質疑を終局いたしておりますので、これより討論に入る順序であります

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

の自立体制とその安定した発展を確保するため長期経済計画を速やかに樹立すること。

一、沖縄経済の実情に即し、財政援助を拡大する

とともに、融資についてはその償還に関し特別の考慮をすること。

三、沖縄に対する融資については、本土經濟との一体化を前提として対象事業を選定するとともに、本土の制度資金より長期低利となる

よう特に配慮すること。

右決議する。

御承知のとおり、沖縄経済は戦後二十数年の間、米軍基地への依存度がきわめて高く、かつ貿易収入の大部分は本土の特惠措置による砂糖及びバナナップルの二大産業にささえられ、これと日本両国政府の援助により経済の成長が可能であったのであります。政府が本法案により琉球政府に對し融資の道を講じたことは、適当と認めるものであります。しかし政府は本法の施行にあたりましては、次の諸点について特に配慮を要望したいのであります。

第一に、政府は沖縄の長期経済復興計画の樹立に積極的に参与し、かつそのすみやかな策定に努力する責任があると思われます。その際、政府は、沖縄の基地依存的経済構造を改善し、産業経済各方面における自立体制を促進するよう留意し、本土經濟との一体化を目ざしつつ、その一環としての位置づけをはかり、安定した発展を期して、沖縄の経済とその弱点の補強を得るような総合的計画であるよう十分の配慮をすべきことを要望したいのであります。

次に、沖縄に対する経済援助につきましては、沖縄経済の構造及び体質の改善とその弱点の補強に役立つ財政援助を積極的に拡大することを重点とし、これとともに融資にじむ性格のものは本法の活用をはかるよう留意し、その際は元利の償還等に関し特別な考慮を払われるよう要望するも

のであります。

最後に、沖縄に対する融資については、本土経済との一体化を前提として対象事業を選定し、沖縄経済の体質改善を一そう促進することを望むものであります。特に沖縄における金融機関の再編をなし、本土の制度資金よりも長期低利の資金の貸し付けが可能になるよう特別の努力と配慮を要望したいのであります。

以上をもって附帯決議についての趣旨説明を終ります。(拍手)

○床次委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

別に発言の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

鯨岡君外三名提出の附帯決議を付すべしとの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立総員。よって、本動議は可決いたしました。

この際、田中総務長官から発言の申し出がありますので、これを許します。田中総務長官。

○田中國務大臣 ただいま御議決に相なりました附帯決議につきましては、政府いたしましても御趣旨に沿いますように努力いたしたいと存ずる次第でござります。よろしくお願ひいたします。

○床次委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○床次委員長 次に、小笠原諸島の復帰に伴う法規等に関する法律案

令の適用の暫定措置等に関する法律案を議題とし、

提案理由の説明を聴取いたします。田中総務長官。

○小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措

置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措

置等に関する法律案

第一章 法令の適用の暫定措置

(最高裁判所裁判官の国民審査及び公職の選舉に関する暫定措置)

第三条 この法律に特別の定めがあるもののほか、当分の間、小笠原諸島における最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第二百三十六号)による国民審査及び公職選舉法(昭和二十五年法律第二百号)による選挙について、政令で特別の定めをすることができる。

(国民年金の特例)

第四条 この法律の施行の際現に小笠原諸島に住所を有する者に対する国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)の規定の適用について

は、政令で特別の定めをすることができる。

(労働者災害補償保険及び失業保険の特例)

第五条 この法律の施行の日の前日までの間に小笠原諸島において行なわれた事業又は小笠原諸島にあつた事務所で政令で定めるものに使用されたいた者については、政令で、労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)及び失業保険法(昭和二十二年法律第五十号)及び失業保険法(昭和二十一年法律第二百四十六号)の規定の適用につき特例を設けることができる。

(合衆国軍隊関係離職者に対する特例)

第六条 この法律の施行の日の前日までの間に小笠原諸島にあつたアメリカ合衆国軍隊及びその関係機関で政令で定めるものに労務を提供するために雇用されていた者のうち、小笠原諸島の復帰に伴うアメリカ合衆国軍隊の撤退等により離職を余儀なくされた者については、政令で、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第二百五十八号)の規定の適用につき特例を設けることができる。

(農地法の施行停止)

第七条 小笠原諸島においては、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)は、政令で定める

日の前日までは施行しない。

2 前項の政令で定める日は、旧島民が帰島して

土地を開発し、これを耕作の目的に供すること

ができることとなるまでに要する通常の期間を考慮して定めなければならない。

(必要な暫定措置等の政令への委任)

第八条 第三条から前条まで及び次章から第六章までに規定するものほか、小笠原諸島に関しては、当分の間、他の法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

二 通貨の交換に関する事項

三 銃砲、刀剣類及び火薬類の所持に関する事項

四 植物防疫に関する事項

五 国税又は地方税に関する法令の適用について

ての経過措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、法令の適用に伴い必要とされる事項

第三章 権利の調整等

四 貸借権の設定

第五条 この法律の施行の際現に小笠原諸島において政令で定める建物その他の工作物を所有する目的で他人の土地を引き続き六月以上使用している者(その所有者との間に締結された賃貸借契約に基づき使用している者を除く)があるときは、当該所有の目的で使用している土地について、その所有者は、その使用している者のために従前の使用の目的に従い貸借権を設定したものとみなす。

第六条 この法律の施行の日から十年とする。ただし、当事者が、同条の規定にかかわらず、その合意により別段の定めをすることを妨げない。

3 法定賃借権(国有の土地に係るもの)を除く。

に係る賃貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわないときは、当事者は、

第二十六条に規定する小笠原総合事務所の長（以下「小笠原総合事務所長」という。）にあつせんを求めることができる。

4 建物の所有を目的とする法定賃借権を有する者は、この法律の施行の日から一年以内に当該賃借権又は建物の登記をしたときは、当該賃借権をもつて、この法律の施行の日から第三者に対抗することができる。

（賃借権に係る裁判）

第十一条 法定賃借権に係る賃貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわないとときは、申立てにより、裁判所は、類似の土地に係る賃貸借の条件、土地又は建物等の状況その他一切の事情を参照して、これを定めることができる。

2 前項の規定による裁判は、法定賃借権に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）によつて行なう。

3 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十条の規定は、第項の申立てがあつた場合について準用する。この場合には、調停に付する裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

4 第一項の規定による裁判に對しては、即時抗告をすることができる。この場合において、その期間は、一週間とする。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。第十一条 小笠原諸島においてその所有する土地を自己の居住する家屋及びその附帯施設の敷地として使用しようとする者が、当該土地につき法定賃借権が設定されたためその使用をすることができなくなつた場合において、政令で定めるところにより小笠原諸島に存する国有の土地（以下この条において「国有地」という。）の貸付け又は当該賃借権の目的となつた土地と国有地との交換を申し出たときは、国は、政令で定めるところにより、その申出をした者の土地の

使用の目的に応じ、適当と認める国有地を貸し付け、又はその者の有する当該土地と当該国有地とを交換することができる。

第十二条 この法律の施行の際小笠原諸島に存する施設又は工作物（アメリカ合衆国軍隊が使用していた区域を含む。）のうち、公用（条約に基づく提供の用を含む。）次条第二項において同

じ。）又は公共の用に供するものとして國又は地方公共団体が決定したものが、他人の所有する土地にあるときは、國又は地方公共団体は、次項から第四項までの規定に従つて当該土地を使用することができる。

2 國又は地方公共団体は、前項の規定により土地を使用する場合には、当該土地の区域並びに使用の方法及び期間をその所有者に通知しなければならない。この場合において、その所有者を知ることができないときは、政令で定めることにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

3 第一項の規定による使用の期間は、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内において当該施設又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定めることにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

4 第一項の規定により土地を使用した場合には、國又は地方公共団体は、当該土地を使用するところによつてその所有者及び関係人（当該土地の使用の時期に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五条に規定する権利を有する者及びその承継人をいう。第三十四条第四項において同じ。）が通常受ける損失を補償しなければならない。

5 国及び地方公共団体以外の者は、この法律の施行の際小笠原諸島に存する施設又は工作物を、土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用することができる事業の用に供しようとする場合において、当該施設又は工作物が他人の所有する土地にあるときは、小笠原総合事務

所長の承認を得て当該土地を使用することができる。この場合において、前三項の規定は、当該土地の使用の承認を得た者について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、第一項及び前項の規定による土地の使用について必要な事項は、政令で定める。

（旧小作地に係る特別賃借権の設定）

第十三条 小笠原諸島内にある土地につき昭和十九年三月三十一日（以下この章において「基準日」という。）において耕作（耕作に必要な防風林、道路、水路、ため池その他の施設の設置又は利用を含む。以下この条及び次条において同じ。）を目的とする地上権、永小作権又は賃借権（政令で定める理由による一時貸付けに係るもの）を有していた者（基準日においてこれららの権利に係る土地をこれらの者に貸し付けていた者を除く。）又はその一般承継人（その承継の時においてその被承継人がこれらの権利を有していた場合にあつては、その権利を承継した者）である個人は、基準日からこの法律の施行後一年を経過する日までの間にこれらの権利が消滅している場合には、その日の翌日から一年以内に、これらの権利に係る土地の所有者又は政令で定めるこれらの権利を有する者（以下この条及び次条において「土地所有者等」といいう。）に対し、耕作の目的で賃借の申出をすることによつて、相当な賃貸借の条件で、その土地を賃借することができる。この場合には、その条件のうち存続期間については、定めがないものとする。

7 第一項の規定により設定された賃借権又は小笠原諸島内にある土地につき基準日に存していれた耕作を目的とする賃借権でこの法律の施行の際存するもの（次項及び次条において「特別賃借権」と総称する。）に係る賃貸借の借賃その他の条件について当時者間に協議がととのわないとときは、当事者は、東京都知事にあつせんを求めることができる。

8 特別賃借権を有する者は、その特別賃借権の登記がなくても、この法律の施行の日から第七条第一項の政令で定める日（次条第一項において「農地法施行日」という。）の前日までにその特別賃借権に係る土地について権利を取得した第三者に對抗することができる。

9 特別賃借権に係る解約の制限等）

第十四条 特別賃借権に係る賃貸借の当事者は、農地法施行日の前日までは、東京都知事の許可を受けなければ、その特別賃借権を譲渡し、若しくはその特別賃借権に係る土地を賃貸し、又はその特別賃借権に係る賃貸借の解除（次項の

は、その期間満了の時に、その申出を承諾したものとみなす。）

4 土地所有者等は、基準日からこの法律の施行後一年を経過する日までの間に第一項に規定する賃借権に係る賃貸借が合意により解約され、又はその所在を知り得る場合その他の政令で定める特別の理由がある場合でなければ、同項の申出を拒絶することができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の申出をしようとする者がその申出に係る土地の土地所有者等を知り得ない場合は、又はその所在を知り得ない場合の申出その他の同項の申出に關する必要な事項は、政令で定める。

6 基準日に存していれた耕作を目的とする賃貸借についてこの法律の施行前に賃貸人から解約の申入れがされ、この法律の施行の日から一年を経過する日までの間にその賃貸借が終了していない場合におけるその解約の申入れは、その効力を生しない。

7 第一項の規定により設定された賃借権又は小笠原諸島内にある土地につき基準日に存していれた耕作を目的とする賃借権でこの法律の施行の際存するもの（次項及び次条において「特別賃借権」と総称する。）に係る賃貸借の借賃その他の条件について当時者間に協議がととのわないとときは、当事者は、東京都知事にあつせんを求めることができる。

8 特別賃借権を有する者は、その特別賃借権の登記がなくても、この法律の施行の日から第七条第一項の政令で定める日（次条第一項において「農地法施行日」という。）の前日までにその特別賃借権に係る土地について権利を取得した第三者に對抗することができる。

目的を著しく妨げない限度において住民の使用に供することができる。

(負担金、補助金等の特例)

第三十一条 当分の間、小笠原諸島の住民の生活の安定のため必要があるときは、他の法令の規定にかかわらず、国の負担金、補助金等に関し政令で特別の定めをすることができます。

(国有の財産の譲与等)

第三十三条 国は、当分の間、小笠原諸島の住民の生活の安定を図るため必要があるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）若しくは国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）又は物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）その他の法令の規定によるほか、国が小笠原諸島において所有する政令で定める国有財産又は物品を、政令で定めるところにより、関係地方公共団体その他政令で定める公の利益となる事業を行なう者に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができることができる。

2 国は、当分の間、政令で定めるところにより、前項に規定する国有財産の管理を地方公共団体その他同項に規定する事業を行なう者に委託することができる。

第三十四条 この法律の施行の日から二年を経過する日までの間ににおいて、小笠原諸島の住民の生活の安定その他公共の利益を図るために、小笠原諸島において土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用することができる事業を緊急に施行する必要がある場合には、国若しくは関係地方公共団体又は政令で定める者（以下この条において「起業者」という。）は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について、政令で定めるところにより、建設大臣又は東京都知事の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。

2 前項の規定による使用の期間は、六月をこえることができない。

3 建設大臣又は東京都知事は、第一項の許可をしたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を建設大臣にあつては官報で、東京都知事にあつてはその定める方法で公示しなければならない。

4 第一項の規定による土地の使用によつて土地は工作物の新築に係る損失については、この限りでない。前項に定めるもののほか、第一項の規定による土地の使用について必要な事項は、政令で定める。

5 前項に定めるもののほか、第一項の規定によつて土地の形質の変更又は工作物の新築に係る損失については、この限りでない。前項に定めるもののほか、第一項の規定によつて土地の使用について必要な事項は、政令で定める。

第三十五条 小笠原諸島の復興の計画的かつ円滑な推進を図るため、この法律の施行の日から三年をこえない範囲内において政令で定める日までには、何人も、小笠原諸島において土地の形質の変更又は施設若しくは工作物の新築（以下この条において「土地の形質の変更等」といふ）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 国又は関係地方公共団体が行なうとき。

二 災害の防止その他公共の利益のため欠くことのできない事業として政令で定めるものたために行なう場合において、当該事業を行なう者があらかじめ小笠原総合事務所長の許可を得たとき。

三 この法律の施行の際、小笠原諸島に住所を供する建物その他の工作物の新築のためにある場合において、あらかじめ小笠原総合事務所長の許可を得たとき。

四 小笠原諸島に移住する者が、その者の用に供する建物その他の工作物の新築のためにある場合において、あらかじめ小笠原総合事務所長の許可を得たとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

5 容易に原状に回復することができる程度の行為として政令で定めるものを行なうとき。

2 小笠原総合事務所の長は、前項の規定に違反して土地の形質の変更等をした者に対し、工事の他の行為の停止を命じ、又は物件の除去その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

3 小笠原総合事務所長は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ同項の者に対し弁明の機会を与えなければならない。

4 第三十六条 この法律に定めるもののほか、旧島民の小笠原諸島への帰島及び小笠原諸島の復興に関し國及び地方公共団体が講すべき措置については、別に法律で定める。

第五章 罰則

第三十七条 第十六条第一項の規定に違反して漁業を営んだ者又は同条第三項の制限若しくは条件に違反して漁業を営んだ者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は、没収することができる。この場合において、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その額を追徴することができる。

第三十八条 第三十五条第二項の規定による小笠原総合事務所長の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十七条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

の効力発生の日から施行する。ただし、附則第三条第二項の規定は、政令で定める日から施行する。

2 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を(関係法令の一部改正)

第一条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を(関係法令の一部改正)

互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備を沖縄における公衆電気通信業務を行なう機関に対しまして譲与することができることとしようとするものであります。

以下、これが譲与を必要とする理由の概略につきまして申し述べます。

現状におきます沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間の電信電話等の電気通信事情を見ますと、これら地域相互には短波方式等によります三ないし四の電話回線と一の電信回線があるのみであります。また、これらの回線は空中状態によりまして雜音混信等の障害が多く、通話品質が非常に劣り、さらに夜間は休止しているような状況でございます。

このようないかだいな電信電話事情を改善するための電気

通信設備の設置につきましては、かねてから現地住民はもとより琉球政府の強い要望であります。一方、琉球政府または琉球電信電話公社がこれら電気通信設備を設置することもその財政力経済力から見てきわめて困難でござります。

政府は、これらの事情にかんがみまして、昭和四十二年度予算及び今国会に提案いたしました昭和四十三年度予算合計六億七千七百二十九万三千円をもちまして、これら地域相互の間の電気通信に必要な電気通信設備を設置することとしたしております。この設備は、極超短波を用いました見通外通信方式によるものであります。沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間を各十二回線及び付加回線十二回線の電話回線で結ぶものであり、これによりましておおむね即時通話が可能となり、最使用時におきましても数十分に短縮され、通話品質も飛躍的に改善されることと相なります。

この設備は昭和四十四年三月にはほぼ完成の見込みでございますので、財政法第九条の定めるところに従いましてこの法律を制定いたし、この設備の完成後すみやかにこれを沖縄において公衆電気通信業務を行なう機関でありまする琉球電信電話公社に対しまして譲与することいたし、もつて当該設備がこれらの地域におきまする通信に有

効に使用されるようにいたしたいと存じます。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをひとえにお願いいたします。

○床次委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。ちょっとと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○床次委員長 速記を始めて。この際暫時休憩いたします。

午前十一時十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

沖縄及び北方問題等に関する特別委員会議録第 十号中正誤					
ペジ	段	行	誤	正	
一	三	ハ	ありまして	おりまして	
二	三	占領最高	占領軍最高		
三	一	五四	こによつて	これによつて	
四	二	一	訓路	鉄路	
九	四	九	てある程度	て、ある程度	
二	一	六	訴訟	訴訟	
二	三	よつてそ	よつて、そ		
同第十一号中正誤					
ペジ	段	行	誤	正	
二	三	六	ござい	ござい	ます
二	三	末二	資金が	資金で	ます
四	一	五	点にき	点につき	

昭和四十三年五月十二日印刷

昭和四十三年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局